

④催事の施設について分析

1)日米の法整備およびバリアフリー化の現状

我が国の場合は、バリアフリー法「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(p.5 脚注6)により公共性の高い建築物のバリアフリー化を求めている。

一定の規模(通常、特定の公共の建築物については床面積 2000 平方メートル以上、駅については 1 日平均 5,000 人の利用客見込)を持つ建築物については、主務官庁への建築確認をともなう新築または、増改築の場合、基準への適合義務があるためバリアフリーの基準を満たしていないと建設自体ができない。そのため、例えば複合施設や駅などきわめて公共性の高い特定の地域においては非常にバリアフリー化が進んでいる。特に東京や大阪などの大都市の都心部、また地方都市でも比較的利用客の多い鉄道駅を含んだ複合施設においては、世界で最も発達しているといえる。

とはいえ、小規模の建築物は新築、増改築の際に基準への適合努力義務のみがあるだけで、また既存の建築物については、法律の目的以外には特に規定はないので、例えば、民間の雑居ビルが立ち並ぶような我が国の大部分の地方都市や、大都市でも開発が比較的遅れている地域においては、バリアフリー化が非常に立ち遅れている。

なお、今回調査対象の施設は、特定建築物として位置付けられた 3.劇場、観覧場、映画館又は演芸場にあたり、本法が適用される。

アメリカの場合は、ADA 法⁸Americans with Disabilities Act of 1990 Pub.L. 101-336, 104 Stat. 327, enacted July 26, 1990, codified at 42 U.S.C. § 12101 により事業者に対し建築物のバリアフリー化を求めている。ADA 法にはすべての 1992 年 7 月以降の「新築(増改築を含む)」は、施行後のアクセシビリティガイドラインに従わなくてはならないとしている。

既存の建物についても規定がある。建築物の「バリアの除去」が「過大な困難性または支出がなく簡単にできる」場合は実施しなければならない。それを怠った場合は障がい者差別にあたり、法律違反となる。なお、その判断の際は、事業者の規模や財政も勘案される。

アメリカでは、障がい当事者運動の権利拡大の成果としてバリアフリー化が進んだ。よ

⁸ ADA 法

1990 年 6 月 26 日に制定された連邦法。これにより、それまでの公民権法(1964 年制定)にはなかった障がい者に対する差別に関する規定をつくり、障がい者は主に「雇用」「公共サービス」「公共施設での取り扱い」「電話通信」に関しての平等を得た。2009 年には障がいの範囲を拡大した改正法が施行されている。(参考資料:長谷川珠子(2009)差別禁止法における「障害」(disability)の定義-障害をもつアメリカ人法(ADA)の 2008 年改正を参考に(特集 障害者雇用の方向性を探る)季刊労働法 (225) 40-48)

って、訴訟や仲裁申請が頻繁に行われるので、事業者はリスクを回避するためにバリアフリー基準を満たす。アメリカの場合、飲食やホテル等については巨大な全米チェーン、フランチャイズが発達していて、これら事業体はこのリスクが特に大きいので、法令遵守がなされやすい。

また、運動が活発な地域であるカリフォルニア州などの西海岸は、筆者が在住したバークレイ市など街全体がバリアフリー化されている都市があるなど、広域な地域全体としてバリアフリー化が世界で最も進んでいるといえる。

ただ、大都市の都心のバリアフリー化は我が国と較べると非常に遅れているといえる。恐らく、都市に対する政策方針が違うことが大きな原因で、例えば、都心において常に官民一体となって公共工事を含めた大規模な建設が行われている東京と、公共工事はできるだけ抑え、規制をゆるくして民間の活力を引き出しているニューヨークを較べてみると、その理由の一端が垣間見られる。

2)調査結果の分析

まず、催事の施設管理者の基本的な方針は、大部分が障がい者を受け入れていることがわかる。アンケート調査では、「障がいのある観客を受け入れていますか？」という問いに対して「はい」または「状況に応じて」という回答が84%で、「いいえ」と回答したのはわずか1%であった。現地聞き取り調査においても、調査に対して非常に協力的であり、受け入れに積極的であるという印象を持った。

a)施設内の段差

次に、アンケート調査では、「観客席に車いす用の観覧スペースを設置されていますか？または、可動式座席等により設置することは可能ですか？」という質問に対しては79%が、「車いす用の観覧スペースまで段差なしで行けますか？」という質問に対しては75%が「はい」と答えた。

ただ、後者の質問を収容人数着席で400名以下の施設についてのみ集計すると、48.8%と半分を切る。また、アンケート回答率45.8%で、そのうち半分以上が1,000人を超える大規模な施設であり、回答した施設の84%が自治体、または公益法人ということ、さらに回答した施設の名称から類推できる地域の市民会館のような公共性が高いものが多いことから、かなりのバイアスがかかっているといえる。

これら大規模施設は、バリアフリー法の特別特定建築物となり増改築を行う場合は、利用円滑化基準⁹への適合義務があり、バリアフリー化が進んでいるのはそのことが大きく影

⁹ 利用円滑化基準

平成24年7月、国土交通省はバリアフリー法の制定に伴い「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改訂を行った。例として車いすでの移動などを円滑化するための通路幅の拡大などが上げられる。(参考資料：「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」(2012 国土交通省) <http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/barrier-free.files/guideline12.pdf>)

響しているのではないか。また、公共性の高い施設においては、利用者から要望を受け入れやすい世論がある。

現地聞き取り調査においても、特にライブハウスのように比較的小規模な施設は、入り口に段差があることが多く、調査自体ができないことも多々あった。ライブハウスは、どちらかというと密閉された空間で楽しむ文化なので、狭い雑居ビルの地下にあることが典型的な例で、全体としてバリアフリー化は進んでいない。

とはいえ、ライブハウスの中にもバリアフリーを強く意識して、できる限りの配慮をしている例（2章（1）③参照）もある。

b) バリアフリーストイレ

バリアフリーストイレはアンケート調査によると 83%の施設で設置されている。非常に高い率である。

ここでいうバリアフリーストイレとは、便房のスペースを広くし、出入りを簡易化し、また手すりやオストメイト¹⁰、おむつ交換用ベッドなど様々な設備により、車いす使用者をはじめ様々なニーズのある人々が利用可能なトイレである。

現地聞き取り調査においても、ほぼすべての施設において備えられていた。その整備は進んでいると感じた。ただし、前述のように入り口や施設内に段差がないところのみを選んだので、斟酌する必要がある。

今回の現地聞き取り調査で見学したバリアフリーストイレは多種多様である。我が国のバリアフリー法が対象とする円滑化基準に基づく整備ガイドライン（p.38 脚注 9）高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準平成 24 年国土交通省によると、便房のスペースの広さは 200cm×200cm 程度としているが、同調査において満たしているバリアフリーストイレをもつ施設は概ね（計測はしていないため）5 件であり、限られている。

大規模施設においても設置して 15 年以上経過していると、標準に適合していないところがあった。

同調査において出入口のドアはすべて横にスライドさせるものであったが、他の施設においては屏風のように前後に押し開けるものもある。同ガイドラインで推奨されている、開閉ボタンにより自動で動き、施錠も自動で行ってくれる自動式引き戸タイプのバリアフリーストイレを持つ施設は 4 件あった。

ただ、使用して出る際に便房の中で「閉スイッチ」を押すと、インロックの状態になり、外から開けられなくなることがあるので注意が必要だ。

同整備ガイドラインによると、便房の出入口の寸法有効幅員 80cm、を標準としているが、

¹⁰ オストメイト

人工肛門や人工膀胱を保有する人のことを言い、「ストーマ」と呼ばれる排泄口からパウチと呼ばれる補助具に排泄物を溜める。そのため特殊な設備のあるトイレが必要であり、オストメイト対応トイレにはパウチや尿瓶などの洗浄ができる汚物流しがなど設置されている。

ほぼすべての同調査対象の施設において満たしていた。

手すりについてだが、同ガイドラインはその形式について跳ね上げ式を推奨している。同調査で跳ね上げ式手すりを備えたバリアフリースイットイレを持つ施設は 10 件あった。

同調査において、同ガイドラインで推奨しているオストメイトの設備を備えた施設は 3 件あった。

なお、最後に同調査で、最も優れていたバリアフリースイットイレは、「音市場」という中規模の施設であった（p39 写真 46）。

写真 46：オストメイト対応トイレ



c)その他の配慮

「7. 障がいのある観客へどのような配慮をされていますか（複数回答可）？」という質問で特筆すべき点は、障がい者用駐車場の設置が予想よりも少なかった点だ。特に公共交通機関の整っていない地方の場合は車での移動が重要であるにも関わらずである。

「8. 障がいのある観客の対応について施設管理運営スタッフに対してどのような教育をされていますか（複数回答可）？」という質問に対して「口頭による説明を行っている」がほとんどで、研修やマニュアルを作成することによる専門的な教育は特にしていないことが伺える。「9. その他障がいのある観客を受け入れるにあたって、特筆すべきことがあれば、記入してください。」の中でも全 37 記述のうち 11 が、人的対応についてのことであり、現地聞き取り調査でも印象的だったように、人的な対応を非常に大切にしていることは感じる。

その中でここでは、現地聞き取り調査で重要だと考えられるケース 2 件について述べる。

ケース 1

ある中規模¹¹な施設には 1、2 階席がある。1 階席には段差がなく（本事業において 2cm 以内であれば段差無しとみなす）車いす使用者も入場することができるが、2 階席には段差があり車いすで入場することは大変困難である。

施設管理者によると、建築施工計画当初は 2 階席にある約 1 メートルの段差を解消するために「段差解消機」（p.40 写真 47）を設置する予定で、実際そのためのスペースやドアが設置されていた。ところが最終的には段差解消機の費用がかかりすぎて断念をしたという。それを裏付けるように段差の先にはバリアフリースイレが設置されていた。

写真 47:段差解消機



本ケースにおいて施設管理者は 1 階だけでなく 2 階までバリアフリー化する予定で、中規模な施設ながら、非常に意識が高いといえる。ただ、ビジネスとして維持していくためにコストが高すぎたので断念したようだ。

行政による中小規模の施設へのバリアフリー化への補助は、非常に限られている。真のバリアフリー化を促進するなら、大規模施設のみならず、中小の施設にも目を向ける必要がある。

¹¹ ホール規模 区分け

この報告書においては、着席で最大 400 席までを小規模、1000 席までを中規模、それ以上を大規模とする。

ケース 2

ある大規模な施設においては、ロビーからホールに向かう入り口に階段昇降機のサイン（p.42 写真 48）はあったが実際には、そこに階段昇降機¹²は無かった。

事情を聞いてみると、構造上ロビーからホール後方へ入る一般の人々の導線には階段があるので、当初、車いす使用者に同じような導線を確保するために、その階段のわきに階段昇降機を設置した。

ところが、ホール前方の脇に回り込めば、段差がなく車いすエリアに行けるので、車いす使用者はその導線を利用することとなり、階段昇降機は使われなくなり、不必要と判断し撤去したという。

写真 48：階段昇降機サイン



本ケースにおいては、バリアフリー化に力を入れている施設の様子がうかがえる。ケース 1 とは逆のケースなので、紹介した。

1 つだけいえるのは、障がい当事者も含めて市民がどのような施設が真に必要なのか、施行前に協議できる場があれば、このようなケースを避けることはできるということである。

¹² 階段昇降機

車いすのまま乗り入れて階段に沿ってリフトが昇降する機械。